

## II 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

### 《第2期千葉県教育振興基本計画》

#### 10 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

##### (2) 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができますよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある多様な学びの場の整備と、一人一人の子どもがその力を発揮できる取組の充実を図ります。また、医療的ケアの必要な児童生徒が増加していることを踏まえ、特別支援学校の多様な支援機能を提供します。

主な取組 1～7

千葉県では、幼・小中学校・高等学校等での個別の教育支援計画のもと、個々の教育的ニーズに応じた支援に努めてきました。

特別支援学校では、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成率が100%であることから、より評価とリンクする指導内容等の工夫を重ねてきました。

一方、幼・小中学校・高等学校等においては発達障害のある児童生徒も含め、障害のある（あると思われる）児童生徒に対して、個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく指導支援が行われるよう、また、特別支援学級、通級による指導の充実が図られよう、各教育事務所を通じて各市町村教育委員会に働きかけてきたところです。

また、かねてより行われている交流及び共同学習の実施に加え、通常学校での支援の充実を図るために、県立学校の通級による指導の展開等による特別支援学校のセンター的機能の充実、特別支援アドバイザーの派遣、そして、特別支援教育支援員の配置等、千葉県ならではの連続性のある多様で柔軟な学びの場の形成を進めてまいりました。

しかし、幼・小中学校・高等学校等においては、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成率は、まだ100%ではなく、特別支援学級、通級による指導についても担当者の専門性の向上等、課題は多く残っています。

引き続き、幼・小中学校・高等学校等及び特別支援学校における特別支援教育の充実を図っていくとともに、今後は、小中学校等とともに、平成30年度以降高等学校においても、通級による指導が導入される予定であることから（平成28年3月「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」<高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告>）様々な障害に応じた通級による指導の担当教員の配置に努め、さらに以下の7つの取組を推進してまいります。

## 連続性のある「多様な学びの場」

自宅・病院における訪問学級

特別支援学校

特別支援学級

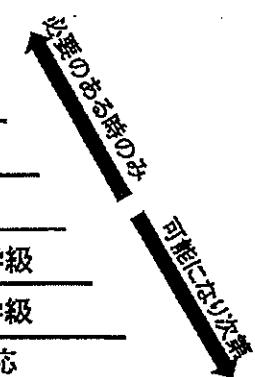
通級による指導

専門的スタッフを配置して通常学級

専門家の助言を受けながら通常学級

ほとんどの問題を通常学級で対応

児童生徒が最大限に能力を発揮できる場を念頭に置き、多様な学びの場を用意するとともに、きめ細かく子どもの教育的ニーズに応じられるような連続性のある対応を工夫することが求められている



### 【主な取組】 地域で共に学び育つ教育の推進)

特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流や共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子どもたちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進めていきます。

共生社会をめざす我が国として、また、千葉県として、千葉県で学び育つ子供たちが将来において、地域社会において、あるいは国際社会の中で、相互に人格と個性を尊重しあえる豊かな感性を持ち、その力を発揮していく人材として育む上で、同じ学級や学年に在籍する障害のある幼児児童生徒を相互に理解し、個性を尊重し合えるようにするとともに、特別支援学級や特別支援学校に在籍する幼児児童生徒との交流及び共同学習は極めて重要なものと言えます。

この交流及び共同学習を進めるに当たって、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒及びそれを見ている全ての人が、可能な限り、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が、同じ立ち位置であると認識できるように構成していくことが重要です。

その意味で、東京オリンピック・パラリンピックに向けた、わが国や千葉県の取組に合わせて、障害者スポーツを交流及び共同学習に活用することは大きな意味があると考えます。

現状の障害者スポーツを交流及び共同学習に活用する取組としては、千葉盲学校と高等学校とのフロアーバレーでの交流等があげられます。

また、障害者がスポーツを行うに当たって、現状では、場所の確保が困難であることが多いということも言われています。そこで、特別支援学校の施設開放を積極的に活用して、障害者スポーツの進展、障害者スポーツを活用した交流及び共同学習等の推進に取り組みます。

### 第3章 第2次計画の基本的な考え方と具体的な取組

第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料

#### 〔目標値の設定〕

目標項目	現状（平成27年度）	目標（平成33年度）
障害者スポーツを通した交流の実施回数	18校 のべ72回 実施率51.4%	22校 実施率60%
放課後や休日の障害者スポーツ等の体育館施設開放状況	8校 体育施設開放実施率22.9%	12校 体育施設開放実施率34.3%

#### 〔実践（2）－取組1－①〕

共生社会の実現を図るため、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学び、お互いを社会の構成員として尊重し理解し合う気持ちを育てる機会となる集団活動や交流及び共同学習が一層行われるように推進していきます。特別支援教育の理解啓発のため、障害に応じた参考資料の作成・活用を推進します。

#### 〔実践（2）－取組1－②〕

特別支援学校と幼・小中学校・高等学校等との交流及び共同学習を相互に楽しめるような特別支援学校の専門性のある教育資源を活用した障害者スポーツ（軟式野球、卓球、フロアーバレー、盲人卓球、フライングディスク、ボッチャ等）を活用して進めます。

#### 〔実践（2）－取組1－③〕

障害のある人が生涯に渡ってスポーツや文化活動を楽しむための基盤づくりとして、特別支援学校を活用した学校開放や千葉県障害者スポーツレクリエーションセンター等の活用に一層取り組んでいきます。

#### 〔主な取組2 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進〕

一人一人の障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、その合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実を図ります。

合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進にあたって、実質的に小中学校等で、これまで大きな役割を果たしてきたのは、特別支援学級と通級による指導の場であり、担当する教員でした。障害の可能性のある幼児児童生徒とその保護者の障害の受容へ至るまでの過程の心理的な安定を含めた支援や一人一人の教育的ニーズに応じた指導から進路に向けた指導まで、担当教員による細かい実践が積み重ねられてきました。

その成果は、前出したとおり、特別支援学級の児童生徒の増加が平成18年度比約1.8倍、通級による指導の増加が同様に約2.56倍となっていること、特別支援学校の平成26年度末の就職率が全国で2位となりましたが、就職者の大半が中学校の特別支援学級出身者であることなどでも明らかです。

### 第3章 第2次計画の基本的な考え方と具体的な取組

特に、平成19年度以降、特別支援教育へ転換した大きな要因であった発達障害の普及啓発と指導方法の改善に果たしてきた役割は極めて大きいものがありました。

今後も、小中学校等の特別支援学級及び通級による指導の担当教員は市町村の特別支援教育の中核として、また、今後高等学校で展開する通級による指導のモデルとして、また、千葉県の中でもっと多くの特別支援教育に係る児童生徒を指導している立場として、合理的配慮や基礎的環境整備、具体的な指導方法等の積み上げたノウハウを高等学校等に提供していく立場であろうと考えます。

一方で、特別支援学級や通級による指導を担当する教員は、特別支援教育に初めて携わる教員が多く、教員養成段階の大学のカリキュラムでも学習していない者が大半です。このことは、我が国の教員養成のカリキュラムの課題でもあります。そのため、県としては、様々な研修講座を用意するとともに、特別支援学校教諭免許状の取得を推奨しています。全国の特別支援学級の教員の特別支援学校教諭免許状の保有率は平成26年度30.4%であるのに対して、千葉県は38.8%となっています。(前出)

合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進について、「障害者差別解消法」が平成28年4月から施行されたことを受けて、同年3月30日付で「障害者差別解消法対応要領」を作成、配布しましたが、これまで県内の各学校で積み上げてきた取組が改めて法律で確認されたという考え方の下、県内の幼・小中学校・高等学校等及び特別支援学校で合理的配慮の合意形成等について研修を積み重ねています。

#### 〔実践（2）－取組2－①〕

引き続き全ての幼・小中学校・高等学校等及び特別支援学校において、障害のある、なしに関わらず全ての児童生徒にわかりやすく、学習や学校生活への興味や意欲が向上する授業づくり・学級集団づくりを推進するよう、授業力向上につながる研修会（県総合教育センター等の研修会を通じて）を実施します。

#### 〔実践（2）－取組2－②〕

障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供を徹底し、障害特性の理解促進を図るとともに、適切な指導・評価の実践が広がるよう、指導者のスキルアップにつながる参考資料の作成や、Web上の支援サイトの開設など、支援環境づくりを引き続き推進します。

県内の地域を問わず、幼・小中学校・高等学校等及び特別支援学校、県総合教育センターとの連携によりスキルアップ研修の充実を図っていきます。

#### 〔実践（2）－取組2－③〕

定期的に教職員向けの指導資料集を作成・配布し、教職員の指導力向上に努めます。また、今後は合理的配慮の先進的な事例集を発行する等、事例の蓄積を行うとともに、モデル校での実践発表を通じて合理的配慮の共有化を図ります。

## 第3章 第2次計画の基本的な考え方と実施的な取組

## 【主な取組3：学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実】

特別支援アドバイザーや特別支援教育支援員の配置による小・中学校等や高等学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校に専門性の高い外部人材を配置し、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能の充実を取り組みます。

現状として、特別支援アドバイザー（全国に先駆けて平成16年度から配置した巡回指導職員と、平成19年度から配置した巡回サポーターを統合して平成21年度から特別支援アドバイザー事業を開始した。）や特別支援教育支援員の配置に取り組んでいます。特別支援アドバイザーに臨床心理士等の専門性の高い職員を配置し、可能な限り長期間学校の生活の様子を把握した上で、学校で児童生徒が学習や生活をしやすいように学校に対してアドバイスをしています。

## 〔実践（2）－取組3－①〕

幼稚園等が、特別支援学校等が有する専門的な支援機能を活用して、教育相談や就学相談ができるよう、特別支援学校の取組や相談方法の周知に努めるとともに、幼稚園教諭への研修の充実を図ります。

## 〔実践（2）－取組3－②〕

小中学校等が、特別支援学校が有する専門的な支援機能を効果的に活用できるよう、特別支援学校の取組や相談方法の周知に努めます。

## 〔実践（2）－取組3－③〕

これまでの高等学校の特別支援教育支援員の配置に取り組んできたが、3年間特別支援教育支援員を配置した生徒が充実した学校生活を過ごし、希望の進路を得るなど、効果が大きいことから、県立高等学校への特別支援教育支援員配置に引き続き取り組んでいきます。

## 〔実践（2）－取組3－④〕

高等学校に在籍する発達障害を含む障害のある生徒が安心して学校生活を過ごせるように、特別支援アドバイザーや県専門家チームの派遣等、外部人材の活用を積極的に推進に努めます。

### 第3章 第2次計画の基本的な考え方と具体的な取組

#### 【主な取組④ 高等学校における特別支援教育の充実】

高等学校における発達障害やその可能性のある生徒の才能を伸ばす生活・学習支援の取組や職業的自立に向けたキャリア教育の充実についての実践研究を行い、関係機関、地域企業等との連携を強化するとともに、研究成果の教育課程上への位置付けを図ります。

現状として、高等学校では小中学校等のように障害に応じた学習を行う場がないため、研究指定校により障害に応じた指導の研究を積み重ねてきました。また、同様に障害に応じた高校生の就労のあり方についても研究を積み重ねてきました。

今後、こうした成果を県内の高等学校で共有し、キャリア教育の一層の充実を目指していきます。

#### 〔実践（2）－取組4－①〕

高等学校の障害のある生徒の進路実現に向けたキャリア教育の充実（進路先の確保等を含む）を図るよう、研究指定校の成果を県内の高等学校に周知します。

#### 〔実践（2）－取組4－②〕

障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする自立活動等について、高等学校においても実施できるよう「特別の教育課程」（自立活動）の編成に関する研究を行うとともに、教科指導等を通した個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を行ってきました。こうした内容を踏まえ、今後はさらに特別支援学校と連携した研究及び実践も進めてまいります。また国の動向を踏まえながら「通級による指導」等、必要に応じて高等学校で展開できるようにしていきます。（※内容について検討中）

#### 〔実践（2）－取組4－③〕

高等学校の障害のある生徒（発達障害を含む）が卒業後に職業的に自立していくことができるよう、高等学校と特別支援学校、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等とが連携して、就労支援を行っていくための体制を充実させます。さらに特別支援学校の就労に関するノウハウを活用することで、高等学校における障害のある生徒の一人一人に応じたキャリア教育の充実を目指します。

## 【主な取組5 ICTを活用した教育の推進】

障害のある児童生徒の情報活用能力を育成するため、教育用コンピュータの整備・更新を進めます。

また、学習効果を高める観点からICTを活用した遠隔教育について、指導方法の開発や教育効果等の調査研究を実施し、障害の特性に応じた指導の充実やICTを活用した教育の普及促進を図ります。

現状として、病弱特別支援学校及び視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害のいずれの特別支援学校においても、教育課程に位置づけた上でICTを活用した指導の充実に取り組んできました。

## [目標値の設定]

目標項目	現状（平成27年度）	目標（H33年度）
県立特別支援学校に教育用コンピュータを整備し、児童生徒の障害の状況に応じた、指導の効果を高められるように、教員がICTを活用して指導する力を高める。	すべての県立特別支援学校に、原則8台のパソコンと、2台のタブレット端末機を整備。 教員が授業中ICTを活用する指導力調査で、できる割合75.9%	今後、必要に応じて整備の充実を図る。 授業でのICT活用の充実を図る。 教員が授業中ICTを活用する指導力調査で、できる割合90%

## 〔実践（2）一取組5-①〕

小中学校・高等学校等での障害のある児童生徒に対するICTを活用した合理的配慮の具体的な手立てとして、入院児童生徒への遠隔教育、不登校児童生徒への活用、肢体不自由児童生徒のコミュニケーションとしての教育用コンピュータの活用、視覚障害児や聴覚障害児童生徒へのグローバル教育等におけるICTの活用が進むように実践事例等を紹介します。

合理的配慮の基礎となる基礎的環境整備であるネットワークの形成、専門性のある指導体制の確保、個別の教育支援計画の作成による指導、教材の確保、施設設備の整備、専門性のある教員等の人的配置、個に応じた指導等による特別な指導、交流及び共同学習等の観点等については、県教育委員会、市町村教育委員会で整備を進めています。

## 〔実践（2）一取組5-②〕

入院などの事情を抱える児童生徒が、ICTを活用して授業を効果的に受けることができる仕組みや教育課程の内容、指導と評価の方法等の充実を目指します。またICTの活用について特別支援学校と小中学校・高等学校等前籍校との連携を含めた児童生徒の学習の機会の保障と学力向上の保障と向上を図ります。

## 〔実践（2）一取組5-③〕

ICTを用いた交流及び共同学習により、県内にとどまらず、他県や外国の同じ障害のある児童生徒と交流することにより、障害や病気があっても、視野を広げたり、外国語の学習に積極的に取り組んだりすることができるようになります。また県内各地の学校間がテーマごとに交流できる取組の研究等について進めています。

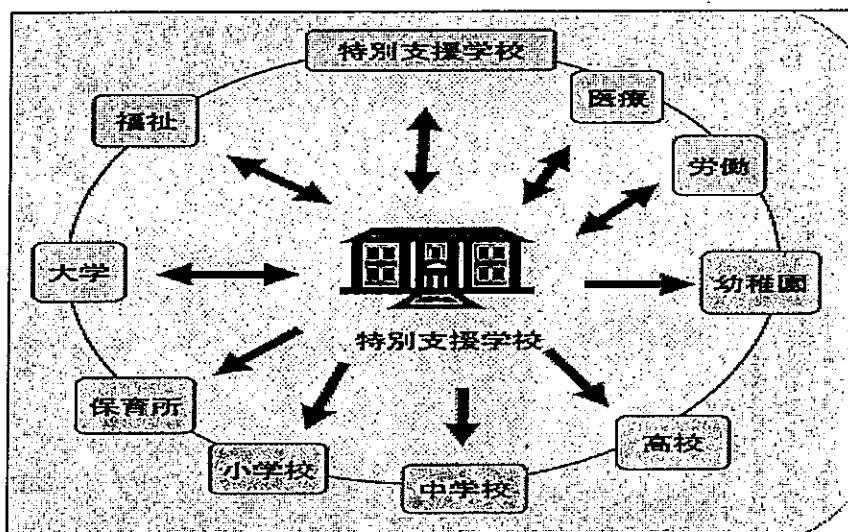
### 第3章 第2次計画の基本的な考え方と具体的な取組

#### [主な取組6 特別支援学校が有する多様な機能の活用]

特別支援学校において、一人一人の障害の状態に適した教材教具を整備し、分かりやすい授業の推進を図るなど、在籍する児童生徒に対するきめ細かな教育を充実します。

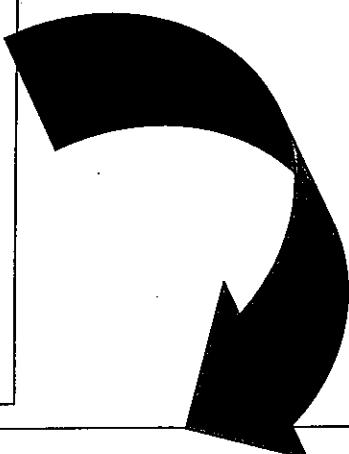
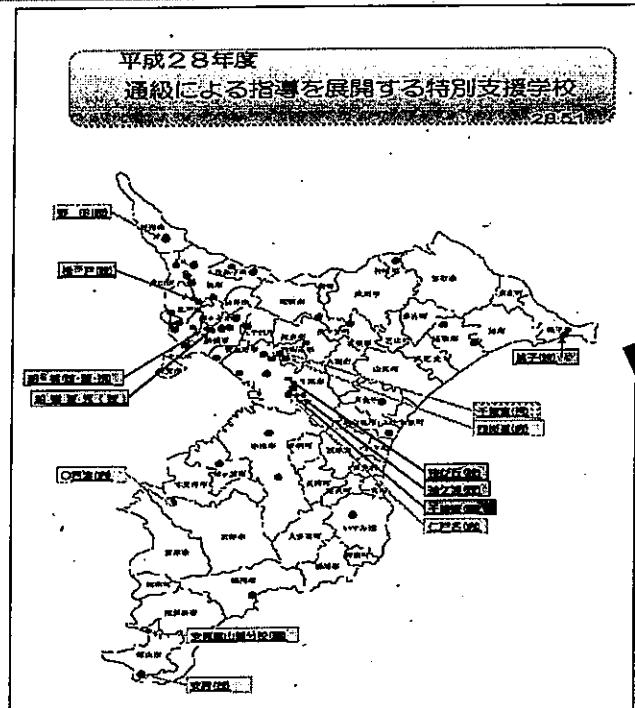
また、通級指導教室をはじめとした、特別支援学校の総合的な教育機能を充実させ、多様な教育的ニーズへの対応を推進します。

これまで、県内全域の小中学校等では、難聴、言語、弱視、肢体不自由、病弱、自閉症・情緒、LD・ADHDの「通級による指導」の展開を進めてきました。また、特別支援学校では地域ネットワークと連携（P10）して、在籍する児童生徒へはもちろんのこと、該当する地域全体の拠点として多様な教育の場をつくりあげる努力をしてきました。そして、平成13年度から聴覚障害、平成22年度から視覚障害、平成25年度から肢体不自由、病弱において、より専門性の高い県立特別支援学校の「通級による指導」の展開に取り組んでいます。その他、院内学級や教育支援機能等の展開により多様な教育的ニーズへの対応に取り組み始めたところです。

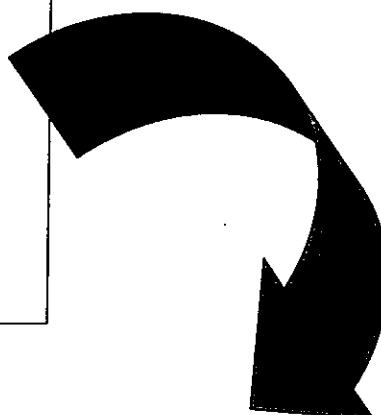
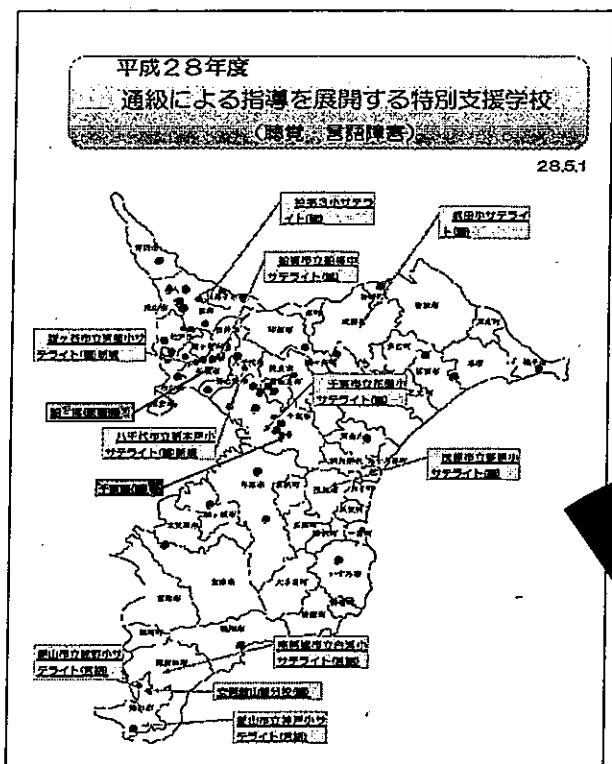


#### [目標値の設定]

目標項目	現状(平成28年度)	目標(H33年度)
特別支援学校による障害に応じた「通級による指導」の場の増加	16ヶ所 (聴覚障害・視覚障害・肢体不自由・病弱身体虚弱に応じた「通級による指導」を展開する特別支援学校の延べ学校数16校、実質13校)	32ヶ所 (聴覚障害・視覚障害・肢体不自由・病弱身体虚弱に応じた「通級による指導」を展開する特別支援学校の延べ学校数32校、実質17校)



第3章 第2次計画の基本的な考え方と目的的な取組



### 第3章 第2次計画の基本的な考え方と具体的な取組

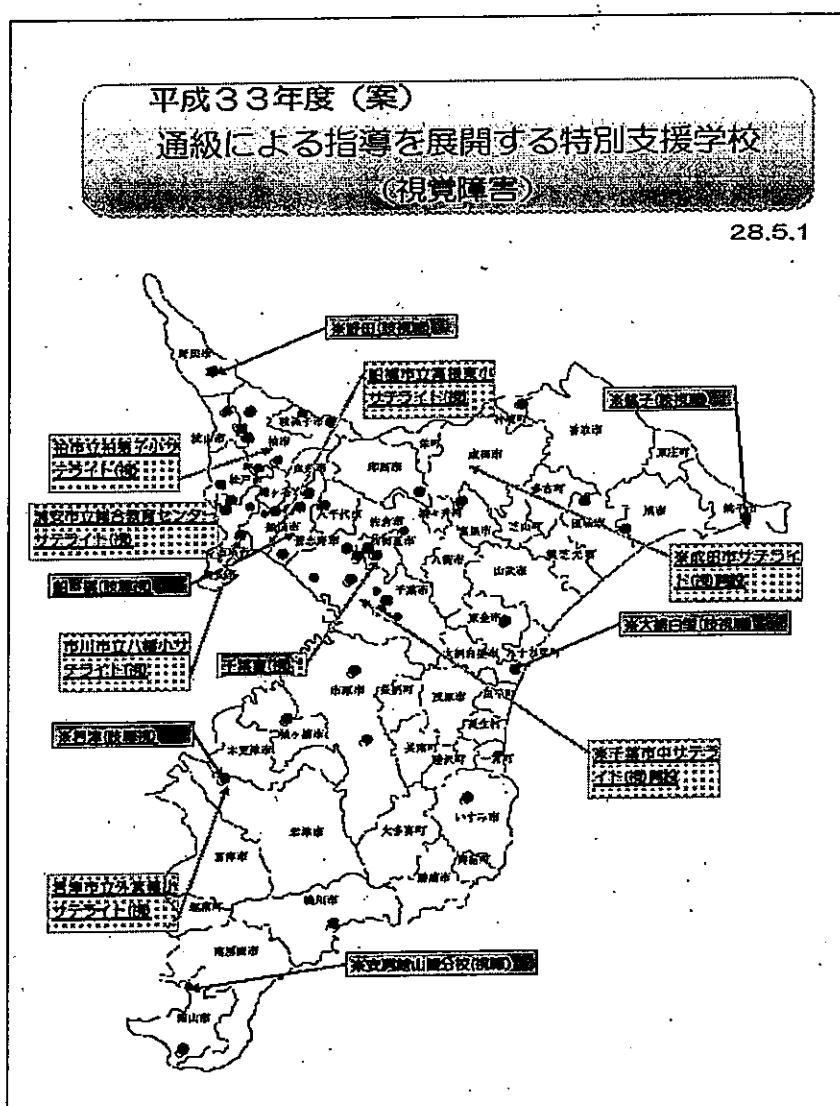
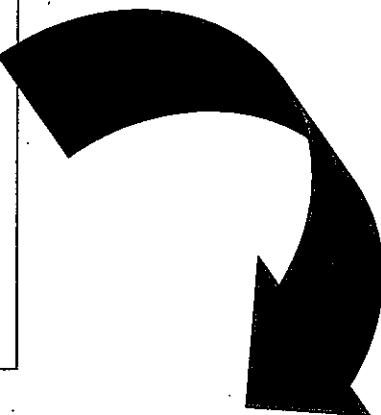
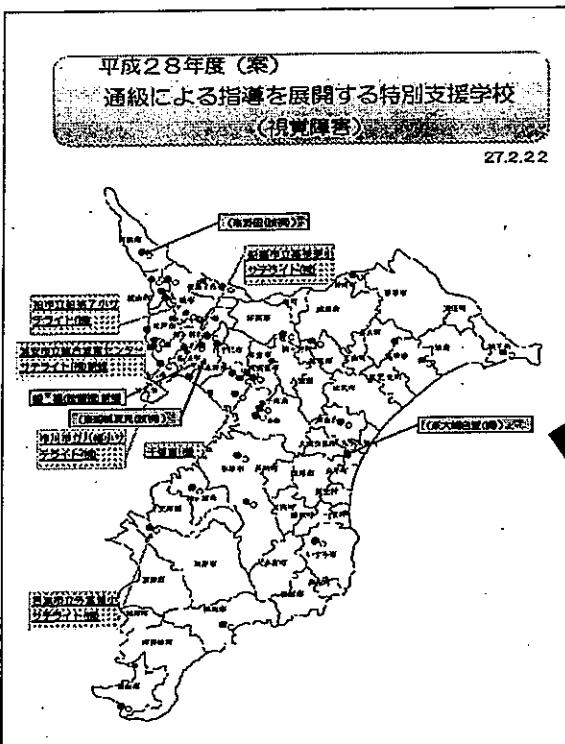
第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料

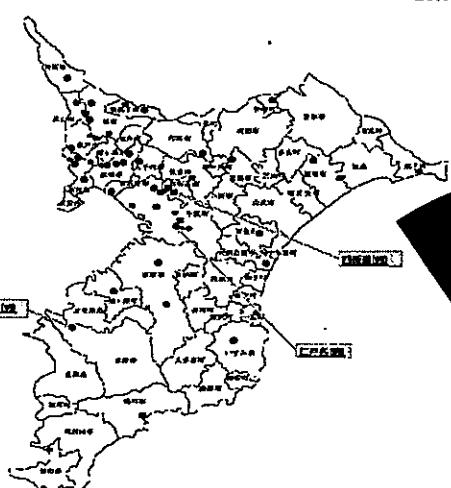


平成28年度(案)

通級による指導を展開する特別支援学校

(病弱) 沖縄県立特別支援学校

28.5.1

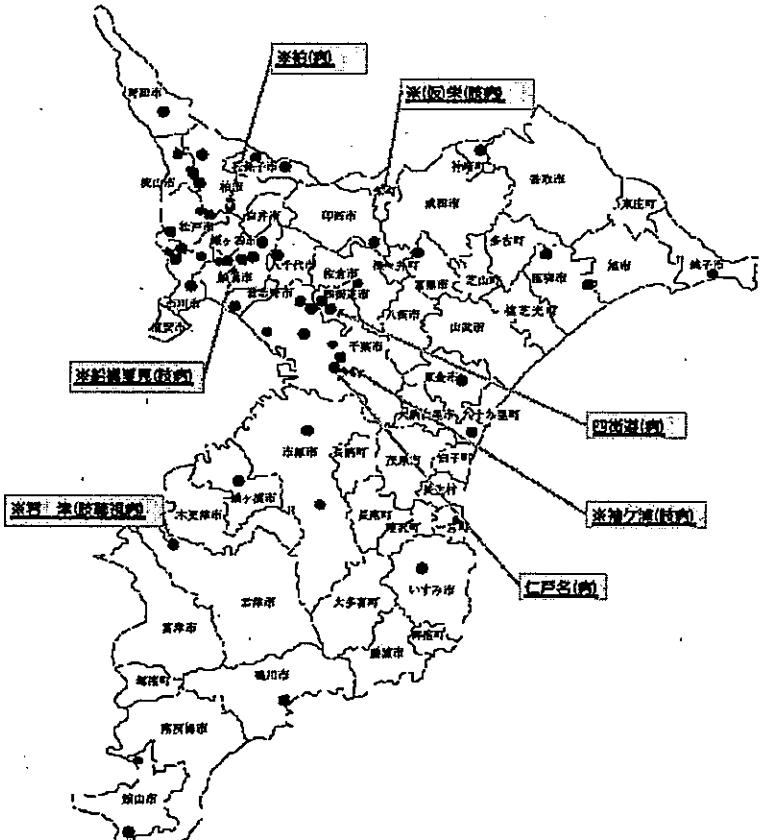


平成33年度(案)

通級による指導を展開する特別支援学校

(病弱)

28.5.1



### 第3章 第2次計画の基本的な考え方と具体的な取組

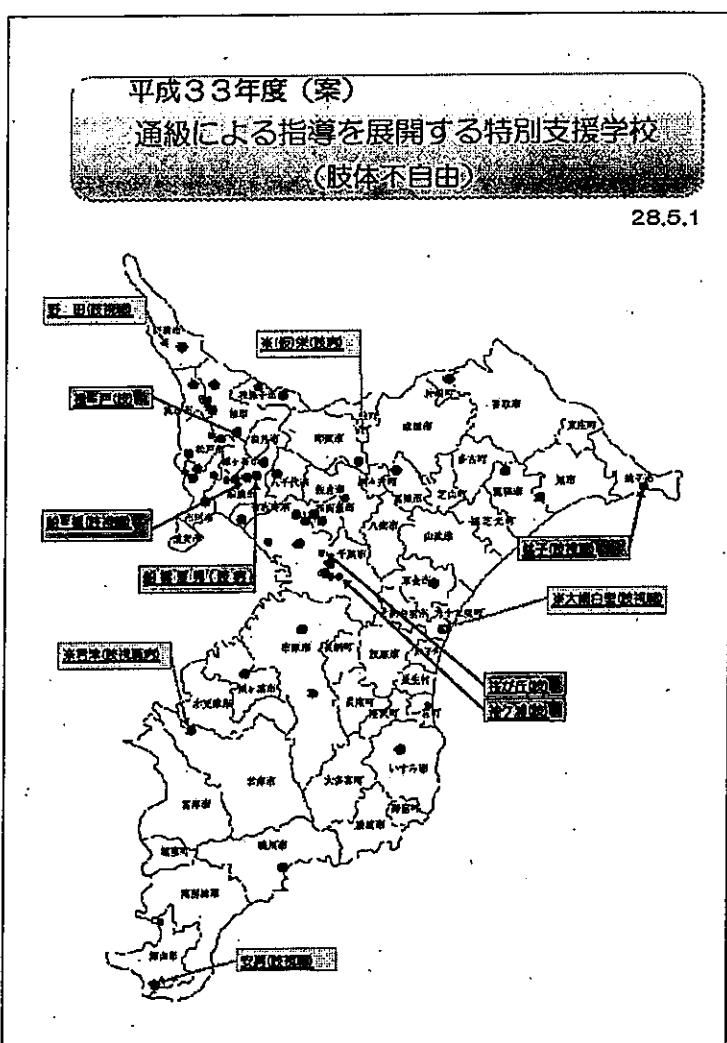
第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料



## 〔実践（2）－取組6－①〕

特別支援学校による「通級による指導」の機能と支援地域の拡大を図り、様々な教育的ニーズに応じた支援が地域で受けられるように努めます。特に、これまで県央部に集中していた視覚障害、聴覚障害、病弱、肢体不自由の各障害に対する支援機能を県全域に展開するとともに、拠点となる特別支援学校が多様な障害種に対応する総合的な教育機能を有するようになります。また平成30年度に高等学校における「通級による指導」への導入が検討されていることから、特別支援学校と高等学校が連携した支援の方向性、方法等について研究を進めていきます。

## 〔実践（2）－取組6－②〕

様々な障害のある児童生徒がわかる授業の実践事例や特別支援学校が有する教材・教具等を積極的に紹介して、教職員をサポートする体制づくりを進めるとともに、幼・小中学校・高等学校等で特別支援教育の基礎的内容を研修することができるよう県総合教育センターの研修を通して充実を図ります。また各特別支援学校が積み上げてきた研修内容・体制を地域の幼・小中学校・高等学校等の特別支援教育コーディネーター、特別支援学級の担任、通級指導の担当者等に紹介・提供することで専門性の向上を図っていきます。

## 〔実践（2）－取組6－③〕

理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）などの外部人材を引き続き特別支援学校に配置することで、特別支援学校の専門性をより高め、そのノウハウを幼・小中学校・高等学校等に広げることで、多様な教育的ニーズへの対応を推進します。

## 〔実践（2）－取組6－④〕

特別支援学校が有する障害に関する専門性と発達障害や医療的ケア・精神疾患を含む自立活動に関する指導方法や内容等に関連する様々な指導・支援機能を、幼・小中学校・高等学校等、更に地域の様々な機関や団体に地域の共有する教育資源・教育財産として、積極的に周知し、活用機会の拡大を図っていきます。

## コラム12

## 千葉県における「県立学校による通級の指導」とは



通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導「自立活動等」を「通級指導教室」といった特別の場で行う特別支援教育の一つの形態です。

千葉県では、平成13年より千葉聾学校による聴覚障害の通級による指導が開始しました。視覚障害は平成22年から、肢体不自由・病弱は平成25年から開始しています。平成28年度では特別支援学校13校で、展開しています。内訳は聴覚障害3校、視覚障害2校、病弱3校、肢体不自由8校です。障害の状況、地域等により、サテライト教室・巡回指導・本校通級といった形態で「通級による指導」を展開しています。

## 【主な取組7 様々な困難をかかえる子どもへの支援の充実】

特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒に対し、安全で確実な支援ができるよう、担当する教員及び特別非常勤講師（看護師）への研修を充実します。

また、強度行動障害、精神疾患、高次脳機能障害、その他様々な事情で学習や生活に著しい困難を抱えている児童生徒への適切な支援の充実を図ります。

現状として、本県では、県内特別支援学校における医療的ケアについて、平成9年度の県立船橋特別支援学校における医療的援助行為に係る研究指定を皮切りに、平成17年度から医療的ケアとして進めてきました。平成27年度は実施校 22校、看護師55名を配置し障害の重い児童生徒の学校生活における健康面及び安全面の向上に努めるなど積極的に展開を進めております。今後も障害の状態や程度に応じて、医療的ケアを必要とする児童生徒が安全安心に健康的な学校生活をすごすことができるよう対応に努めていきます。

## 〔実践（2）－取組7－①〕

特別支援学校のみならず、高等学校においても必要に応じて修学旅行、宿泊学習、校外学習等において医療的ケアを必要とする児童生徒の安全確保のため、医師、看護師、特別支援教育支援員の同行体制の充実を目指します。また文科省へ特別支援学校への正規職員としての看護師配置を引き続き強く要望していきます。

## 〔実践（2）－取組7－②〕

県総合教育センターでは、小・中学校等での特別支援教育に関する基礎に関する研修、特別支援教育コーディネーターや通級指導担当者の専門性の向上に関する研修を展開し、幼・小中学校・高等学校等及び特別支援学校で必要な研修の充実を図っています。県内の特別支援学校、特別支援学級の指導案等をデータベースとして保存するとともにホームページの検索エンジンから閲覧もできます。また、県総合教育センター特別支援教育部では特別支援教育に関する図書や映像資料等を保存しており、貸し出しを行っています。今後も、支援体制の充実に向け、必要な情報等を共有・検索できる体制づくりを進めます。

また特別支援学校では、国立特別支援教育総合研究所（NISE）と連携し、専門性の高い研修を受講する機会を継続的に図っています。

小中学校・高等学校等の管理職については、県で行う特別支援教育の理解啓発を高める内容の研修を全員参加とし、研修後は所属している学校でリーダーシップを發揮して、学校全体の特別支援教育の推進を図ることができるよう研修を進めてきました。

今後は、幼・小中学校・高等学校等の通常学級の教員も特別支援教育の理解を深め、幼・小中学校・高等学校等の特別支援教育コーディネーターには、より専

### 第3章 第2次計画の基本的な考え方と具体的な取組

門性の高い発達障害等の研修を得る機会を充実し、県内全ての教員にインクルーシブ教育システム構築の普及啓発に努めます。

第1章

#### 〔実践（2）－取組7－③〕

現状については、平成28年度に県内初の情緒障害児短期治療施設内に分教室を開設し、福祉・医療と連携して、情緒障害児に対応する新たな学びの場を展開しました。また県内の強度行動障害等への実践を重ねてきた特別支援学校を研究指定し、この成果を研究報告会で県内に周知しました。今後、強度行動障害、精神疾患等のこれまで各特別支援学校に研究の蓄積が少ない障害等について、研究校での実践を県教育委員会ホームページに掲載し共有化を図ります。

また、千葉リハビリテーションセンターや精神保健福祉センター、各地の小児科、小児精神科の医師と協力し、知見を深めるとともに医療との連携を深めています。

第2章

#### 〔実践（2）－取組7－④〕

小中学校等に対しては、特別支援教育充実のため、市町村教育委員会の要望をもとに、通級による指導の担当教員の配置に努めます。

第3章

#### コラム13

#### 「ドイツのキャリア教育」について



海外の特別支援教育といえば、インクルーシブ教育に注目が集まりますが、ご存じのように現在、日本では「インクルーシブ教育システムの構築による特別支援教育の推進」を図っています。千葉県でも、障害のある方も無い方も共に自立した社会生活が過ごせるようを目指しているところです。実はドイツでは以前より、障害のある生徒の社会自立に取り組み、マイスター（有資格職業達人）等が、特別支援学校での職業アドバイスや、企業実習に貢献しています。また通常学校の教育制度の中でも、職業教育としてデュアルシステム（学校での学習と企業等での実習を並列した教育システム）が行われています。

今回、ドイツのNRW州（ノルトライン＝ヴェストファーレン州）のヘーテル職業支援センター等の視察を通して、ドイツのキャリア教育の取組を今後参考にしていきたいと考えています。

関係資料

